

建設業

建設産業の今を伝え
未来を考える

しんじょう

12・1

Dec.2025/Jan.2026
No. 574

特集

対談

今後の建設業政策のあり方

今月の

CCUS

スマホアプリ
「建キャリ」
のすすめ





建設業 しんこう

建設産業の今を伝え
未来を考える

Dec.2025/Jan.2026
No. 574

一般財団法人 建設業振興基金
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-2-12
虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL : 03-5473-4584
FAX : 03-5473-1594
URL : <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

編集・発行

CONTENTS

卷頭 年頭所感

01

特集

対談 今後の建設業政策のあり方

02

- 楠田 幹人 氏
国土交通省 不動産・建設経済局長
- 谷脇 晓
一般財団法人 建設業振興基金 理事長

FOCUS

工業高校紹介

関市立関商工高等学校

08

- インタビュー：牛丸 憲一 先生

PRESCRIPTION

日本経済の動向

10

- 米最高裁の判断次第で歴史的危機に瀕するFRBの独立性

建設経済の動向

11

- 住宅リフォーム、確認申請の要否に注意

連載 現場の安全12か月!

12

- 【12・1月】
DX活用による新しい安全管理

連載 クイズ 名建築のつくり方

13

- 【第24回】
東京ドーム

お役立ち連載 建設キャリアアップシステム を活用しよう!【第34回】

14

いつでもチェック!!



建設産業の今を伝え
未来を考える

『建設業しんこう』は
Webでも
ご覧いただけます。




しんこうWeb
検索

<https://www.shinko-web.jp/>





メルマガ登録は
コチラから!



【建設業しんこう編集委員】

東洋大学理工学部建築学科教授 浦江真人
国土交通省建設振興課長補佐 石井信
(一財)建設業振興基金専務理事 長谷川周夫

国土交通省建設業政策調整官 山影一茂
日経クロステック建設編集長 佐々木大輔

「建設業しんこう」に関するご意見・ご要望
TEL : 03-5473-4584 (企画広報部)
MAIL : kikaku@kensetsu-kikin.or.jp

印 刷 : 日経印刷株式会社
◎本誌記事の無断転載を固く禁じます。



年頭所感

一般財団法人 建設業振興基金

理事長 谷脇 晓

明けましておめでとうございます。

2026年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

建設産業を取り巻く状況は、深刻化する担い手の確保・育成の問題や高止まりしている建設資材価格の問題など、依然として厳しいものがあります。

そのような中で、昨年末には改正建設業法が完全施行され、一連の第三次担い手3法がすべて施行されました。適正な契約や工期の確保など、取引環境の健全化に向けた制度が本格的に動き始め、中央建設業審議会においては標準労務費の基準が作成され、その実施が勧告されるなど、担い手の処遇改善と賃金の適正化に向けた仕組みも整備されました。これらは、地域の暮らしや社会を支える建設産業の持続可能性を高めるための重要な転換点であり、今年は、そのような仕組みが効果的に運用され、定着していくことに大きな期待が寄せられています。

また、技術革新の波も加速しています。AIの利活用をはじめとするデジタル技術の進展により、建設現場やバックオフィスにおけるDXが進み、業務効率化や生産性向上、長時間労働の是正や週休2日などの働き方改革の推進にも大きく寄与しており、建設産業の社会的重要性の観点からもこうした動きは今後さらに加速し

ていくと考えています。

本財団は、建設産業の振興を目的に掲げる法人として、多くの建設産業団体や関係機関の皆様とともに、建設産業の諸課題に対応するべく、建設産業人材確保・育成推進協議会の運営や建設キャリアアップシステム(CCUS)の運営をはじめとする担い手確保・育成事業、建設産業団体や建設企業の経営基盤を強化するための経営改善支援や情報化推進支援、債務保証等の金融支援、建築及び電気工事施工管理技術検定や建設業経理士検定などの検定事業、監理技術者講習や建設業経理士CPD講習などの研修・講習事業など、多岐に亘る事業を展開しております。さらに、建設産業におけるデジタル化、DXを後押しするために、バックオフィス業務におけるDX推進への支援を行なうなど、建設産業の動向に応じた新たな事業にも積極的に取り組んでいます。

本年も本財団は、業界の動向やニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応することで、建設産業の持続的な発展と振興に貢献してまいりますので、皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方のますますのご健勝とご多幸を祈念するとともに、建設産業のさらなる飛躍を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

特集

対談

今後の建設業政策のあり方

担い手不足や長時間労働など、構造的な課題を抱える建設業。近年はDX・AIなどの技術革新も進み、業界はまさに転換期を迎えています。令和7年7月に不動産・建設経済局長に就任された楠田幹人氏に、建設業の現状と今後の政策の方向性、そして「担い手3法」や「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」「育成就労制度」「CCUS」など最新の取り組みについて伺いました。



国土交通省
不動産・建設経済局長

楠田 幹人氏

一般財団法人
建設業振興基金 理事長

谷脇 晓

現在の建設業をめぐる状況と課題

谷脇:局長の想いや展望を伺える貴重な機会ということで、『建設業しんこう』の中でもこちらの対談企画は特にご好評をいただいている。本日はよろしくお願ひいたします。

楠田:よろしくお願ひいたします。

谷脇:局長はこのところ連続して住宅局担当審議官、不動産・建設経済局担当審議官、住宅局長を務められた後、令和7年7月1日付けで不動産・建設経済局長に就任されました。最近の建設業界についてどのような想いを感じいらっしゃいますか？

楠田:建設業は他の産業以上に将来的な担い手不足という大きな課題を抱えています。また、住宅政策においても、20年間で大工が半減する中、担い手確保は向き合わざるを得ない重要な課題となっていました。DXやAIといった技術の進化によって業界自体が大きく変わる今、改めて建設業が持続可能な産業としてあり続けるための重要な時期に来ていると感じています。

発注者と受注者が立場の違いを超え、問題意識を共有して、他の産業に負けない職場づくりに取り組むことがあります大切になってきていると思います。

第三次・担い手3法の全面施行に向けて

谷脇:他産業も見すえ、非常に重要な時期に来ているということですね。担い手確保の視点での特に大きな施策として、令和6年より開始され、令和7年12月に全面的な施行となった第三次・担い手3法に関する取り組みについて伺えますでしょうか。

楠田:建設業は、社会資本を整備するだけでなく、地域経済や雇用を支え、災害対応や老朽化対策を担う「地域の守り手」です。その役割を将来にわたって果たし続けるために、国土交通省ではこれまで、若者をはじめとする担い手を確保する観点から、処遇改善と働き方改革、生産性向上を柱に据えた諸施

策を粘り強く進めてきました。こうした流れをさらに前へ進めるうえで、令和6年に成立した第三次・担い手3法は大きな意味を持ちます。労働者の処遇改善を確かなものにするための「労務費の確保」、そして働き方改革のもう一段の推進や生産性向上につながる制度強化を位置づけたものです。

とりわけ重要なのは、国が適正な「労務費に関する基準」をあらかじめ示したうえで、これを著しく下回る見積りや請負契約を、下請取引も含めて禁止するという、他産業には例のない新しいルールを導入した点です。現場で働く人の賃金が適正に支払われる——その当たり前を、制度として担保する取り組みと言えます。もちろん、法改正はスタートに過ぎません。円滑な運用には、官民の発注者、元請、下請など、建設に関わるすべての立場の方々の理解と実践が欠かせません。国土交通省としても、新ルールを現場で有効に活用いただけるよう、ガイドラインを整備し、業界横断での周知・定着を丁寧に進めています。

加えて、新ルールの実効性を確保する取り組みも同時に強化します。「建設Gメン」が個々の請負契約を調査し、違反のおそれがある事案には取引改善を求める。こうした仕組みによって、現場の隅々にまで新ルールを根づかせていきます。さらに、働き方改革の観点からは、長時間労働を前提としない適正工期の徹底、ICTの活用による効率的・高生産な施工への転換を促します。新ルールの適切な運用と一体で進めることで、建設業を“新4K”——「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる」、そして「かっこいい」——産業へ。若者から選ばれ、持続的に発展していくける産業像を、関係者の皆さんとともに実現していきたいと考えています。

谷脇:関係者が一丸となって商慣行を変えていく姿勢が大切になりますね。

楠田:はい。中央建設業審議会においても、実効性を確保するための取り組みについて徹底的に議論をしていただきました。「労務費に関する基準」に基づいて適切な労務費を支払う企業などを見える化し、きちんと評価する取り組みも重要なと考えています。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難**。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年

全産業 508万円/年 1,956時間/年 (+3.1%)

※賃金は「生産労働者の」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

建設業 685万人 (10.4%) ⇒ [R5] 483万人 (7.2%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**待遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

待遇改善	賃金の引上げ
労務費への しわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の待遇改善

○労働者の待遇確保を建設業者に努力義務化

→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

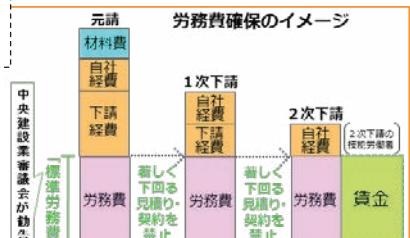
○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表 (違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：R7.12.12に施行
それ以外：R6年施行済



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者による専任義務を合理化（例、遠隔通信の活用）

・国が現場管理の「指針」を作成（例、元下間でデータ共有）

→ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



外国人材の受け入れと「育成就労制度」



谷脇:人材の確保・育成といった視点では、外国人の方の活躍も外せません。国内の建設現場では外国人の方が多く活躍され、それにより成り立っている部分もあります。その一方で、日本人と外国人との共生という点では、文化的・言語的な面においても様々な課題があるかと思います。そうしたことも含めて、令和9年4月の施行が予定されている「育成就労制度」について伺えますでしょうか。

楠田:建設業では技能者の高齢化が急速に進んでおり、中長期的な担い手の確保は最重要課題です。まず大前提として、国内人材の待遇改善を進めること、そしてICTの活用などによる生産性の底上げを図ることが欠かせません。そのうえで、なお生じる人手不足に対しては、特定技能制度および育成就労制度の枠組みの中で、上限数の範囲内で外国人材を適正に受け入れていきます。

「育成就労制度」の概要

育成就労制度 の目的	「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて 特定技能1号水準の技能を有する人材を育成 とともに、当該分野における 人材を確保 すること。 (※) 特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの
基本方針・ 分野別運用方針	育成就労制度の 基本方針 及び育成就労産業分野ごとの 分野別運用方針を策定 する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。 分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき 分野ごとの受入れ見込数を設定 し、これを 受入れの上限数として運用 する。
育成就労計画 の認定制度	育成就労外国人ごとに作成する「 育成就労計画 」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、 外国人育成就労機構による認定を受ける ）。
監理支援機関 の許可制度	（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う 監理支援機関を許可制とする （許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない）。
適正な送出しや 受入環境整備 の取り組み	・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・ 地域協議会 を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

出所 出入国在留管理庁・厚生労働省「育成就労制度の概要」をもとに作成

受け入れにあたっては、建設分野独自の上乗せ措置——たとえば月給制の義務化や受入後講習の実施——を通じて、円滑かつ適正な運用を徹底します。重要なのは、働く方を単なる労働力としてではなく、同じ現場で働く仲間として迎え入れる視点です。理事長もご指摘のとおり、日本人と外国人の共生、地域社会との共生が極めて重要だと考えています。企業による地域貢献の取り組みの評価、表彰や、外国人材への日本語学習機会の提供などを通じ、現場・企業・地域が三位一体で支え合う環境づくりを進めます。業界団体や関係省庁とも緊密に連携し、地域との共生を図りながら、外国人材の円滑・適正な受け入れに引き続き取り組んでいきます。

谷脇: そうした人材を獲得するためには、海外の方から見ても“日本の建設市場は魅力的”というふうに感じてもらうことも大切ですね。

楠田: はい。そのためには、日本人と同様の待遇を提供するとともに、キャリアプランをきちんと用意することが重要です。言語の壁を克服するための支援や、家族も含めた生活環境の整備も必要ですね。

「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」

谷脇: 令和7年の6月より、「今後の建設業政策のあり方に

関する勉強会」が開始されていると伺っています。こちらの内容については、どういったことを話し合われているのでしょうか？

楠田: 近年の建設業政策は、建設投資の変動や生産年齢人口の減少を背景に、「担い手の確保」を基本課題とし、建設業法等の改正を通じて請負契約の適正



化を進めてきました。その総仕上げの一つが、令和6年6月に成立した第三次・扱い手3法です。現在は「労務費に関する基準」や価格転嫁の協議の円滑化ルールを策定するなど、扱い手確保の取り組みを着実に前に進めているところです。

一方で、社会の前提は大きく変わりつつあります。災害の激甚化・頻発化、AI・デジタル技術の進展、スタートアップの台頭——。こうした変化の中で、建設業が社会経済・国民生活において引き続き重要な役割を果たし、成長・発展していくために、昨年6月に「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」を設置しました。議論の軸は、産業としての土台である「信頼」と、時代に即した「生産システムの合理化」の二つです。これらを車の両輪として、政策の方向性を検討しています。

これまでの勉強会では、まず「これから建設業に求められる企業のあり方」に焦点を当てました。大手建設業については、国内市場における規模の拡大、事業の多角化や海外展開といった経営力の強化、そしてDXの取り組みを議論しています。また、地域建設業については、公共工事への依存の高さや投資力の制約といった構造的課題を踏まえ、地域を牽引する中核企業の創意工夫、地域建設企業同士の資本提携やホールディングス化などによる持続的な事業体制の構築事例を共有しながら議論を深めています。更に、将来的な扱い手不足が懸念される中での「建設業における人的資源のあり方」についてもご議論いただいたところです。今後は、今年度中の一定の取りまとめに向けて更に検討を重ねていきます。

谷脇:ありがとうございます。「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」においては、大手建設業と地域建設業とで課題は分けて考えているということでしょうか?

楠田:はい。共通の問題もありますが、課題としては異なる部分が多いため、勉強会ではそれらを分けて議論しています。大企業の買収・合併の動きも出てきており、それを踏まえた制度的な課題なども検討する必要があると思っています。

CCUSの次なるステージへ

谷脇:業界の皆さんとともに進めている建設キャリアアップシステム(CCUS)は、技能者2人に1人以上が利用する水準となりました。当財団としても今後さらに普及に取り組んでいきますが、局長はCCUSの現状と今後について、どのようにお考えですか?

楠田:CCUSは、関係者の皆さんのご尽力により、現在、約176万人の技能者、約30.5万社の事業者に登録いただいている。普及の裾野を広げる取り組みを継続しつつ、今は「処遇改善」や「業務効率化」につながるメリットの拡大に力を入れていく局面です。このため、令和6年度からの3か年を、改正建設業法と一緒に処遇改善を推進する「メリット拡大フェーズ」と位置づけた「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」を策定して取り組みを進めています。計画スタートから約1年半、CCUSレベルに応じた賃金・手当制度の拡大や、スマホアプリ「建キャリ」で一部資格者証の携行が不要となるなど、処遇改善・効率化の具体的な効果が現れ始めています。今後は、就業履歴や能力評価の活用をさらに広げ、賃金・人材配置・教育訓練の好循環へつなげていく。CCUSを「見える化の基盤」から「処遇と生産性を押し上げるエンジン」へと進化させるべく、官民一体で取り組みを加速していきます。

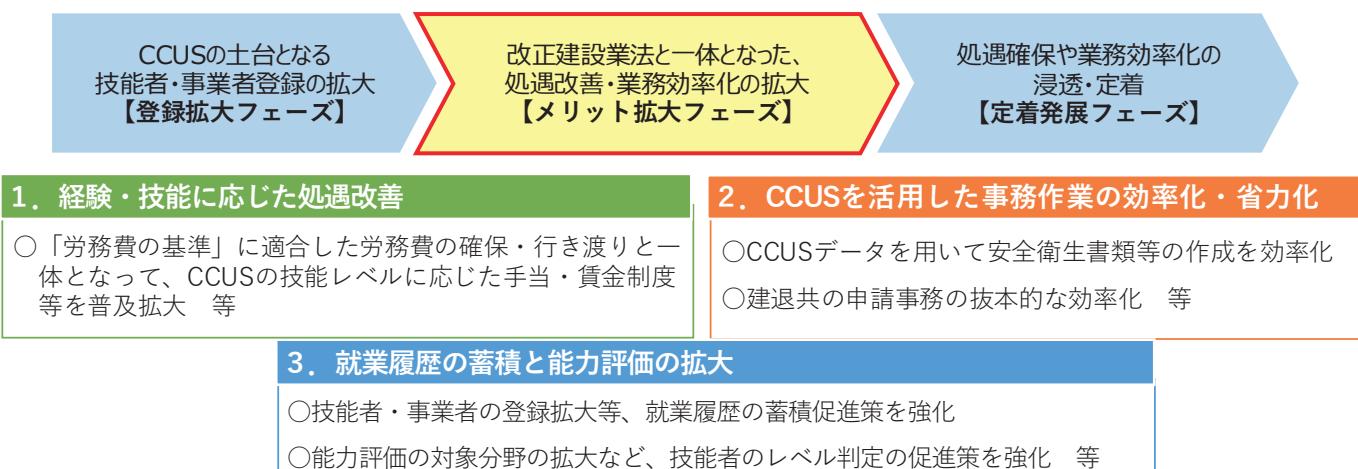
谷脇:先ほどお話を挙がった外国人材にとっても、自身のキャリアが積み上がり、それを見える化できる仕組みであるCCUSはキャリアアップに適した取り組みと言えますね。

楠田:そうですね。暮らしのサポートや処遇の面だけでなく、こうしたキャリアアップの仕組みも含めて、日本の建設業を魅力的に感じられるような取り組みをアピールしていきたいと思います。

建設業を担う人々へのメッセージ

谷脇:最後に、建設業に携わる方や建設業への入職を検討されている方などへのメッセージをお願いします。

「CCUS 利用拡大に向けた3か年計画」の概要



計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

楠田:建設業は、日本の国土やまちをつくり、災害時には地域を守る重要な産業です。そこに携わる皆さまが誇りとやりがいを持って働く——その当たり前を確かなものにするため、国土交通省は待遇改善や働き方改革の推進など、必要な施策を着実に進めています。そのうえで、将来の担い手である若い世代などに対して、建設業の仕事の魅力を実

感してもらえる発信を強めています。建設業が国民生活と社会経済を力強く支える産業であり続けられるよう、業界の皆さんと心を一つにして取り組んでいきます。

谷脇:大変貴重なお話を伺うことができました。本日はありがとうございました。

楠田:ありがとうございました。



FOCUS

木を学び、地域とつながり、人を育てる。 関商工建設工学科が紡ぐ“学びの共創”。

鎌倉時代から刀鍛冶の伝統が受け継がれ、世界三大刃物産地の一つとして知られる岐阜県関市。この地に根ざす関市立関商工高等学校は、県内で唯一、工業科と商業科を併設する高校です。その中でも建設工学科は、行政や企業との連携を通じて“まちづくり”を実践し、生徒自らの手で地域に関わる多彩なプロジェクトを展開しています。今回は学校という枠を越えて地域とつながる教育を実践する、工業部長の牛丸憲一先生にお話を伺いました。



関市立関商工高等学校

牛丸 憲一 先生

産官学で歩む “まちづくり教育”

生徒の学びと地域の課題をつなぐ——そんな建設工学科を象徴する取り組みが、関市都市計画課からの1本の電話をきっかけに始まったパークレット（道路の路肩駐車スペースにテーブル・椅子や植栽を設けるなどした人々が滞留するスポット）創出だ。

「当初は“ウッドデッキのようなものを作れませんか?”とお声掛けをいただいたのですが、建築家の友人とも相談し、せっかくなら単にデッキを置くだけでなく、地域に必要とされる“人が集う空間”を創出したいと考え、関市のマークを象徴する三角形をモチーフにした椅子をデザインしま

した。そこからテーブルや小物掛けを追加し、細部まで生徒と一緒にこだわって仕上げ、まちなかスポット『本町ネクスト』として発表することができました」。

設計や製作を進める中で、市役所や建築家、地域住民など多くの人の協働が生まれた。そこには、学校という枠を越えた学びの広がりがあった。

「地域と関わることで外の目線を知るとともに、新たな情報を得て、新しい課題に気づく。学校だけでは体験できないそんな“まちづくり”的リアルを周りの方々と共に体験することで、地域社会人としての力を養っていくことができます。また、地域の皆様から“関商工の生徒が良いものを作った”と認められ、声をかけてもらったりすることが、生徒の自信にもなっていきます。

地域とつながることそのものが、学びの起点になるんです」。

さらに、屋台の設計や施工、地域イベントでの発表などを通じて、生徒が自ら考え、主体的に動く姿勢が定着していった。「今年は例年以上に、生徒が“自分たちで考えて行動する”姿を目指しています。放課後に自主的に作業したり、現場見学の後に自分たちの意思で別の建物を見に行ったりと、学びが“与えられる”ものから、“自ら探す”ものへと変わってきたように感じます」。

地域と学校、教員と生徒、そして学科を越えた学びの連鎖が、生徒の生きる力を育んでいる。

『くむんだー』から広がる 学びの輪

2025年度、建設工学科が掲げたテーマは“木育”。その取り組みの中心が、木製ジャングルジム『くむんだー』の製作だ。岐阜県郡上を拠点に活動する『くむんだー郡上』との出会いをきっかけに、地域資源を活かした新たな挑戦が始まった。

「木育という考え方とは、『くむんだー』を通して自然に浮かんできました。森林アカデミーや建材メーカーの方々の協力もあってトントン拍子に企画が進み、今年は1年目の挑戦。幼稚園や小学校、地域イベントでの講演やワークショップに参加しながら、木の扱い方を学んでいます」。

実習 風景

“木育”でつなぐ学びの輪!

今年度のテーマを“木育”と掲げ、『くむんだー』や屋台の製作、間伐材を用いたストランドボードの製作など、木を通して社会と関わる取り組みを進める建設工学科。生徒たちは楽しくも熱心に取り組みに臨み、学びを深めている。「幼稚園児と笑い合いながら組み立てを教えてたり、伐採現場で木の香りを感じたり、地域の方のお話に耳を傾けながら課題の本質を探ったりなど、活動のすべてが生徒の未来につながっています」。



生徒たちは、ただ作るだけでなく、地域の子どもたちに“伝える立場”にも立つ。木材を組み立てながら、幼い子どもにやさしく声をかけ、教え合う光景がそこかしこに広がる。「高校生が小さな子に教えるという経験は、何よりの学び。どう話せば伝わるかを考えるうちに、自然とチームとしての連携力やリーダーシップも育っていきます」。

一方で、木育をテーマにした取り組みは“手を動かす”だけにとどまらない。県産材を扱う建材メーカー『エスウッド』でのオープンファクトリーでは、間伐材からストランドボードを製作する工程を体験。さらに、美濃市地域おこし協力隊の案内で森林散策を行い、森と人との関わりを五感で学ぶなど、社会に求められる持続可能性も見据えた教育プログラムとなっている。「様々な体験を通じて、木を“資源”としてだけでなく、“人と自然をつなぐもの”として捉える視点が生まれます。そうして自分が感じたこと、考えたことが、将来に活かされることを期待しています」。



市役所や建築家、地域住民と意見を交わしながら、居心地の良い滞留空間の創出を図ったパークレット『本町ネクスト』。「地域と交流を重ねる中で新たな情報や気づきを得て、それがまた新たな課題の発見にもつながるなど、地域との関わりを起点として発展した取り組みです。多面的なものの見方を育むなど、生徒にとっても貴重な成長のきっかけとなりました」。



森林見学や伐採体験、ストランドボードの製作など、木とふれあう多彩な学びを体験。「チェンソーの音や杉の香り、小川で足を冷やしながらの振り返り…。こうした学校の中だけでは得られない五感を通じた体験が、生徒たちの記憶に刻まれていくことが大切だと考えます。建物の材料として木にふれるだけでなく、地域資源の循環を考える姿勢も育まれています」。

てきた牛丸先生。その歩みの中で、時代の変化とともに教育の形も変わってきた。「以前は学校というものの自体がもっと閉鎖的で、外部と交わる機会は限られていきました。しかし今は、行政や企業、地域と学校とが協力していくないと教育は成り立たない時代。お互いに支え合う関係の中で、教育も進化していく必要があります」。

そう語る牛丸先生が生徒に育んでもらいたいと感じているのが“吸収力”だ。「企業からは『素直にものごとを受け止め、吸収できるような生徒が欲しい』と言われます。授業においても大切にしているのは、単に教科書の内容を教えるのではなく、なぜその技術が必要か・どうしてその知識が求められているかなどを伝えること。社会に出てからもずっと学び続け、吸収していく力を育てたいと思っています」。

また、後進の教員に向けては、“生徒と共に働く”ことの大切さを説く。「生徒と一緒に現場に出て、同じ汗をかきながら教える。それが一番生徒に伝わる方法です。プロデュースする力と伴走する力。その両方が、これから教育に必要な力だと考えます。生徒の中には、座学の授業中にウトウトしていても、実習や課題研究の時間になるとこちらの想像以上に活躍する子もいます(笑)。部活動や文化祭などの勉強面以外も含めて、生徒一人ひとりに個別に目を配り、その子の得意を見つけてあげることが大事ではないでしょうか」。

木育の取り組みについても、さらなる構

想を描いている。

「『くむんだー』の取り組みを発展させ、予算なども活用しながら保育園や小学校向けの事業として展開していくならと考えています。本校では工業科と商業科が協力して会社経営を実践するプロジェクト『Seki Shoko Company(関商工カンパニー)』にも取り組んでいますので、そうした仕組みを活かしながら多面的な学びが育めるシステムを構築したいです。また、教員の負担を減らすためにも、コーディネーターとなる教員の配置など、持続可能な仕組みづくりを目指していきたいですね」。

まずは“やってみよう！”という心を大切にしてほしいと話す牛丸先生。常に挑戦する姿勢が、生徒と地域との絆をさらに広く、深いものへとしている。

まずやってみよう! 共に動き共に学ぶ教師へ

実習助手としての期間を含め、約38年間にわたって工業教育の現場に立ち続け

コレ推し! 地元の建築物



明治20年建築の木造町家を改修した『古民家 あいせき』。多世代が集うフリースペースとして開放され、まちづくり活動や自習、サークル、コワーキングなどの活動拠点となっています。「地域の歴史を受け継ぐ立派な建物が、新たな学びや交流を生む場所として再生されました。インバウンドも注目される時代は、こうした取り組みも大切になってくると感じています」と牛丸先生。



関市立関商工高等学校

〒501-3938 岐阜県関市桐ヶ丘1丁目1番地
WEB <http://www.sekishoko-h.ed.jp/>

トランプ関税よりも市場への影響は深刻 米最高裁の判断次第で歴史的危機に瀕するFRBの独立性

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部 プリンシパル 小野 亮

米金融政策に対するトランプ大統領の関与は口先介入から人事という「実弾」にシフトしている。FRB理事の1人に側近を送り込み、別の理事には難癖をつけて解任を通告、その正当性を米最高裁で争う。さらに米最高裁が扱う別訴訟では、米大統領の人事権に一定の制限を設けてきた従来の判例が覆る可能性も出てきた。今回は、市場への影響が深刻な、FRBの独立性の危機に関する動きについて解説する。

トランプ派の加入と理事解任に揺れるFRB

トランプ大統領は常日頃からパウエル議長を「遅すぎる男」と批判してきた。口先介入によって利下げを強要しようという狙いは明白だが、2025年夏以降、トランプ大統領は人事という「実弾」を使って米連邦準備制度理事会(FRB)を揺さぶるようになった。

1つは、2026年1月の任期切れを待たずに辞任した理事の後任として、自分の側近であり、大統領経済諮問委員会(CEA)委員長でもあるスティーブン・ミラン氏を送り込んだこと。ミラン理事は、25年9月と10月のFOMCで小福利下げに反対し、大幅利下げを主張している。もう1つは、住宅ローンの詐欺疑惑を理由とするクック理事への解任通告である。同疑惑の真偽も明らかではない中で、トランプ大統領はSNSを使って一方的に解任を通告。当然クック理事はこれを不当として訴訟を起こし、騒動の行方は米最高裁に委ねられた。

この先、26年5月にはパウエル議長の任期も切れる。理事として28年まで留任できるが、もしパウエル議長がFRBを去り、クック理事の解任を米最高裁が認める判決を下せば、FRBでは7人中5人がトランプ派で占められることになる。

米金融政策が米大統領の意のままになる恐れ

FRBの過半数をトランプ派が占めることになれば、米金融政策は大統領の政治的ツールに成り下がる恐れがある。FRBには地区連銀総裁に対する強力な人事権が与えられており、FRBだけではなく、地区連銀総裁もまたトランプ派一色となりかねないためだ。

全国に12ある地区連銀は、5年ごとに総裁を選出する。次のタイミングは26年2月だ。トランプ派となったFRBの承認を得るには、地区連銀はトランプ大統領の意向をくむ人物を総裁候補として選ばざるを得ない。

これは米金融政策を決定する米連邦公開市場委員会(FOMC)の判断に多大な影響をもたらす。FOMCには7人のFRB理事と12人の地区連銀総裁が参加する。このうち投票権を持つのは、FRB理事全員と、恒久的投票権を持つニューヨーク連銀総裁、毎年輪番制で投票権が入れ

替わる4人の地区連銀総裁の計12人である。こうした投票権の配分の背後には、首都DCにあるFRBを重視しつつ、地区連銀による牽制を働く狙いがある。FOMCの決定は、雇用や物価、金利や為替レートなどを通じ米国民の生活に大きな影響を与えるためだ。

しかし、FRBのみならず地区連銀総裁らもトランプ派となれば、この牽制システムは機能しなくなる。

FRB理事は連邦準備法(=議会)が保護

トランプ大統領は人事を使ってFRBに揺さぶりをかけているが、FRB理事の解任には高いハードルがある。FRB理事の地位は、連邦準備法によって一定の保護が与えられているためだ。同法には、大統領が理事を任期の途中で解任できるのは「正当な理由がある場合に限る」と定められている(for-cause罷免条項と呼ばれる規定)。

もともと、米合衆国憲法の下では、大統領には行政職員に対する広い人事・解任の権限が認められてきた。「大統領が解任は妥当と考えること自体、正当な理由になる」という考え方も一般的であり、大統領の人事権は極めて強力とみなされていた。しかし、1935年に下された重要な判決(ハンフリー遺言執行者事件)によって、それ以降、現在に至るまで、日本の公正取引委員会のような独立機関の長については、議会が法律でその地位を保護することが合憲と認められるようになったのである。

議会による人事・解任制限の合憲性が争点に

FRB理事に対するこうした法的保護が、今後、大きく覆される可能性が出てきている。米最高裁は、FRBとは別の独立機関に関わる訴訟において、「議会が法律で定めるfor-cause罷免条項は合憲か。合憲でなければ35年判決は覆されるべきか」「大統領の解任を裁判所は止めることができるのかどうか」について、原告と被告の双方に意見書の提出を求めた。米最高裁は、この2点を真正面から審理する姿勢である。

「FRBは例外的に保護対象」という判断が下ればよいが、米最高裁がどのような判断を下すのか、注視していく必要がある。

住宅リフォーム、確認申請の要否に注意

日経クロステック 建設編集長 佐々木 大輔

2025年4月施行の改正建築基準法で、住宅リフォームのルールが変わった。構造審査を省く「4号特例」が見直され、2階建ての木造戸建てなどで行われる大規模なリフォームは新たに確認申請手続きが義務付けられた。工事の長期化、コスト増の恐れがあり、事業者は対応を迫られている。既存不適格の緩和措置など規制内容を解説する。

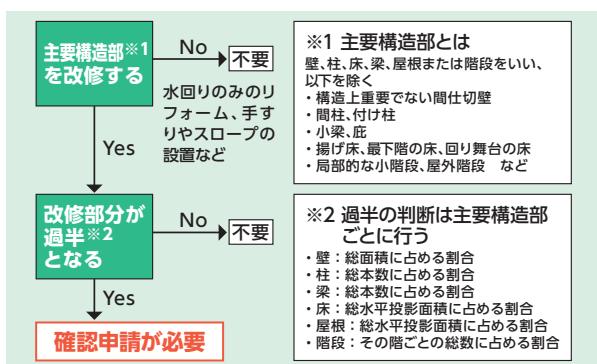
2025年4月の改正建築基準法の施行が、住宅リフォーム市場に大きな影響を与える。2階建て木造戸建てなどの建築物の大規模なリフォームにも新たに確認申請手続きが必要になったのだ。施行から半年以上たつが、法運用が読めず、いまだ様子見という事業者も少なくない。

大規模なリフォームとは建築基準法で定める「大規模の修繕・大規模の模様替」に該当する工事を指す。柱・梁・壁・床・屋根・階段などの主要構造部の1種以上について過半の改修を行う場合、確認申請手続きが事前に必要になった。延べ面積100m²を超える建築物で大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理も必須になる。

違反した場合は罰則が科されるとして、国土交通省はパンフレットで注意喚起している。「建築確認または完了検査を申請しなかった建築主」や「確認済証の交付を受けずに工事を行った工事施工者」は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金となる。

住宅リフォーム・紛争処理支援センターが9月に発行した「住宅相談統計年報2025」によると、6月までに受け付けた今回の法改正に関する相談のうち74.1%が大規模リフォーム工事の相談で、その多くが「確認申請の要否」に関するものだった。

「法改正で設備などの仕様変更が発生し追加費用を求められているが、変更する必要があるか」といった消費者からの相談もあったという。施工者は、申請手続きや費用負担などについて、発注者にしっかりと説明する姿勢が求められるだろう。



大規模の修繕・模様替で確認申請が必要か否かを判断するフロー。特に、手を加える箇所が「主要構造部」に該当するかどうかはよく確認する必要がある（出所：国土交通省の資料を基に日経クロステックが作成）

ポイントは既存不適格の扱い 国土交通省が緩和措置で説明会

国交省は2025年9月から、リフォーム事業者などを対象に「建築物の改修に係る建築基準法のポイント説明会」を全国で実施している。大規模リフォームの確認申請手続きについてポイントを解説するもので、9月12日に東京都で開いた説明会では定員200人の会場がびっしりと埋まり、実務者の関心の高いことをうかがわせた。

ポイントは大きく2点。1点はそもそも確認申請が必要かどうかを見極めることだ。キッチンやトイレ、浴室などの水回り改修や、手すりやスロープなどのバリアフリー改修は、従来通り確認申請は不要だ。

もう1点は、確認申請が必要になる場合に、既存不適格の規定をどう扱うかだ。大規模の修繕・大規模の模様替を行な際は、原則として建物全体を現行基準に合わせる必要がある。だが発注者の負担が大きいため、条件を満たせば既存不適格のままでも工事を進められる緩和措置が設けられている。説明会の資料によると、例えば容積率や建蔽率、壁面後退などは「是正不要な既存不適格」とされている。11月施行の改正建築基準法施行令では、屋根、外壁、軒裏の防耐火性能の規定が緩和措置に追加された。

住宅価格の高騰もあり、新築住宅ではなく、既存住宅ストックをリフォームして活用する動きは今後強まる見られる。国交省は中古住宅の流通拡大を推進するモデル事業を2026年度に始める方針だ。

人口減少などの波を受け、住宅市場の厳しさは増していく。今後縮小が見込まれる住宅市場で生き残るためにも、今回の規制を他社と差別化できる機会と捉え、備えを進めたい。



説明会の皮切りとなった東京会場の様子。定員200人の会場がびっしりと埋まった（写真：池谷 和浩）

現場の安全12か月!

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 安全研究領域特任研究員 高木 元也

建設現場での安全活動は日々行われているものの、それでも起きてしまう事故。

本稿では、四季の移り変わり、年中行事、1年の流れなどを踏まえ、毎月のテーマを掲げ、重点的に安全活動を行うことを提案するものです。現場の安全活動をより活発化させましょう！

12・1月

DX活用による新しい安全管理

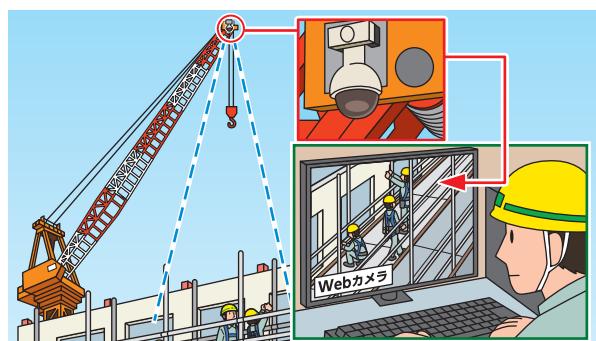
現場の安全管理に、新しい科学技術の活用が期待されます。そこで昨今、真っ先に思い浮かぶのはDX(Digital Transformation)の活用です。

例えば、Web活用、デジタル巡視、ドローン撮影、AI活用などのデジタル技術があげられ、効果的・効率的に労働災害防止を進めることができます。安全管理者が、現場の実態をより詳細に把握する手段となり、有用な対策を打ち出すことにつながります。

なお、令和6年6月、厚生労働省の通達(基安安発0628第1号)により、労働安全衛生法第30条における統括安全衛生管理業務の一つである「作業場所の巡視」について、これまで目視に限られていましたが、定点カメラやモバイルカメラ等のデジタル技術を活用した遠隔からの巡視が加わりました。

事例1 Webカメラによる常時監視

複数のタワークレーンにWebカメラを取り付け、作業中は、常時、作業状況を録画、監視しています(外部の専門業者による)。不安全行動をみつければ、即座に関係者に通知されます。



事例2 オンライン安全ミーティング

スマートフォンやモバイルパソコンなどを用いて、現場監督と職長等が参加するオンラインによる安全ミーティングが行われています。各職種による労働災害の傾向(ヒヤリハット含む)等を共有することにより頻発労働災害を防止し、日々のKY(危険予知)活動にも役立っています。



事例3 Web動画スマホ配信による作業員教育

Web動画配信を活用し、直接作業員を教育する取り組みです。

協力会社の安全衛生教育を支援するため動画教材による「Web教育講座」を開設し、全国の現場で働く職長、作業員を対象に、スマートフォンを使って「ヒューマンエラー対策」「安全の基本」「心と身体の健康対策」などを配信しています。

全24動画で1動画8分程度と短時間で学ぶことができ、受講後は確認テストが行われます。労働災害につながりやすい不注意、場面行動(反射的な行動)など人間のたよりない行動特性を十分に理解させ、不安全行動の抑止につなげます。場所と時間を選ばず受講できる点が特徴です。1年間で約17,000人が受講しています。

事例4 KY活動アップデート

毎日、現場では作業開始前にKY活動が行われていますが、マンネリ化、形骸化の声が少なくありません。また、効果的に行われていないおそれもあります。

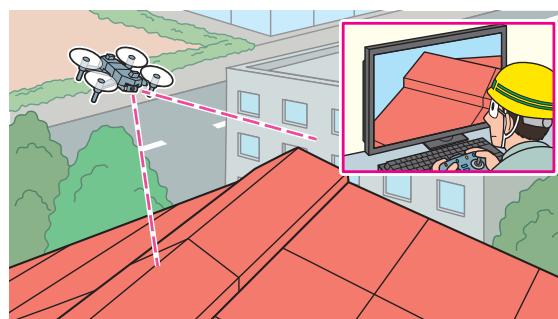
そこで、KY活動の水準向上のため、本社で一元的にKY活動を管理する取り組みが行われています。タブレット端末を使い、そこに現場に潜む危険の選択肢が示されるなど、効率的・効果的にKY活動が行われるよう支援しています。全国のKY活動を一元的に管理することで、どの現場がどのようなKY活動を行っているかを把握でき、マンネリ化する現場には注意を与えるなどKY活動の活性化につなげています。

ただ、どうしても1人で行う作業もあるのが実情です。こうした現場では、スマートフォンで個々に危険の洗い出しを可能にする、1人KYアプリがあります。例えば、自らの本日の作業を入力すると、あらゆる危険を想定し示すなどのサポートメニューがあります。また、スマートフォンでは、自分の現場に潜む危険情報を見ることができるシステムもあります。担当の工事を選択すると入場日と時刻が自動で入力され、事前にKY情報が確認できます。



事例5 ドローンで屋根点検

ドローンは、狭所や高所などの危険な箇所の点検にも有用です。ドローンを使った屋根点検では、人が行う場合に使用するハシゴなどからの墜落災害を防止することができます。



高木 元也 (たかぎ もとや)

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 安全研究領域特任研究員 博士(工学)
名古屋工業大学卒。総合建設会社にて施工管理(本四架橋、シンガポール地下鉄等)等を経て現職。現在、建設業労働災害防止協会「建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方検討委員会」委員長等就任。
[主な著作等] NHKクローズアップ現代+「あなたはいつまで働きますか? ~多発するシニアの労災他~」、小冊子「現場のみんなで取り組む外国人労働者の災害対策・安全教育」(清文社)他。



クイズ 名建築の つくり方

第24回

東京ドーム

傾いた膜屋根を どう膨らませた？



概要

- 所在地：東京都文京区後楽1-3-61
- 設計：日建設計、竹中工務店
- 施工：竹中工務店
- 延べ面積：11万6932m²
- 構造：ケーブル補強空気膜構造（屋根）、鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄筋コンクリート造（下部）
- 階数：地下2階・地上6階
- 竣工：1988年（昭和63年）

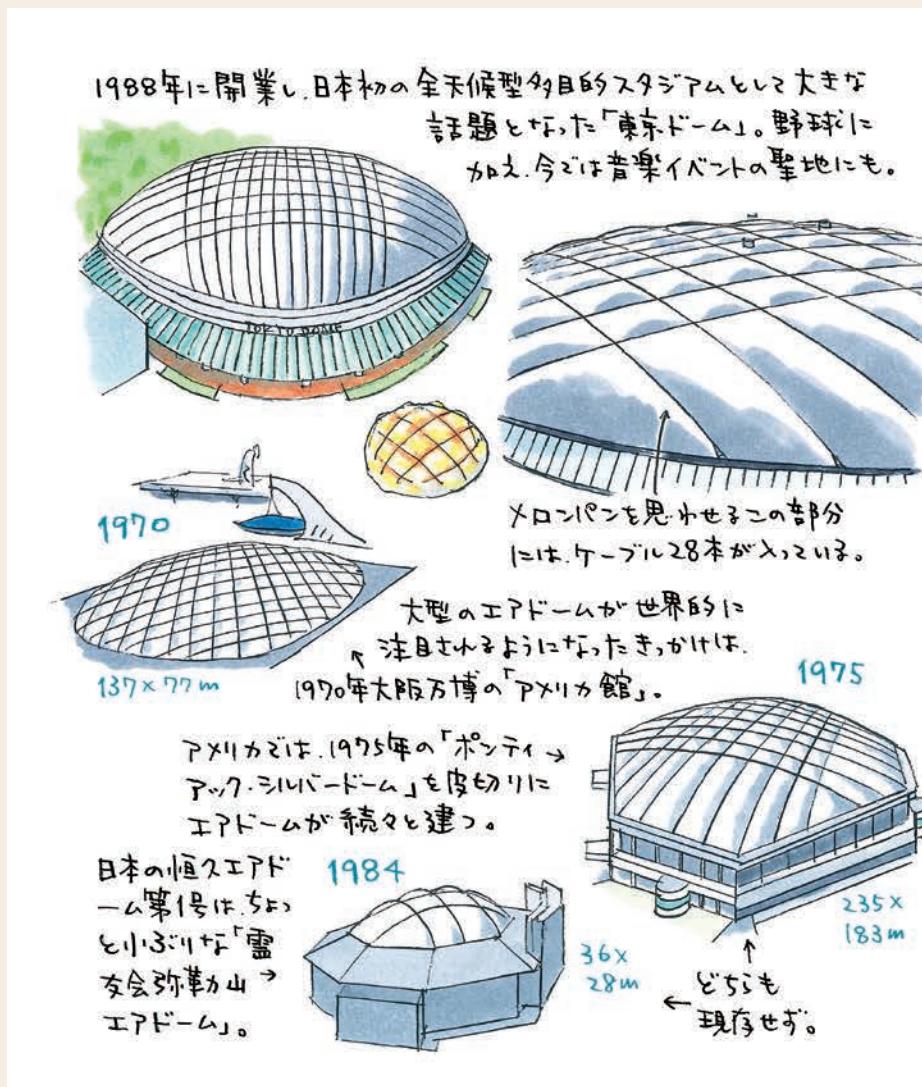
1988年に開業した「東京ドーム」は、日本のドーム球場の先駆けだ。現在も国内で唯一の大型エアドームである。半透明の屋根は軽そうに見えて、全体では約400トンの重さがある。しかも、微妙に傾く。どうやってこれを設置したのだろうか。

Question

問題

東京ドームの膜屋根は、どうやって膨らんだ状態にした？

- 1 照明など屋根から吊る設備を取り付けたうえで、しづらんだ状態から空気で膨らませた
- 2 膜屋根だけをしづらんだ状態から膨らませ、微調整しながら照明などの設備を吊り下げた
- 3 フィールド内に総足場を組み、膜材や設備も上部で取り付けたうえで、膨らませた



アンサー

A

1

照明など屋根から吊る
設備を取り付けたうえ
で、しぶんだ状態から
空気で膨らませた

東京ドームは、膜材でできた屋根を空気で膨らませた「エアドーム」だ。簡単にいえば巨大な風船である。屋根材は透光性のあるテフロンコーティングを施したガラス繊維布の二重膜。計225枚使用している。

外から見ると、メロンパンのように格子状の膨らみが見える。これは二方向に張った補強用のケーブル計28本がある部分で、ケーブル自体は通常の鉄骨構造と違い、屋根の重さを支えていない。エアドームにも種類があり、「ケーブル補強空気膜構造」と呼ばれるものだ。

ケーブルや照明設備などを入れると、屋根全体で約400トンの重さがある。これを、外周部に取り付けた送風機で内部に空気を送りこんで膨らませている。出入口の回転扉に立つと、室内から風が吹き出すのでそれが実感できる。

400トンの重さの屋根を持ち上げるには、

空気圧を相当高める必要があるよう思うが、実は通常の大気圧よりも0.3%高いに過ぎない。ビルの1階と9階の気圧差程度だ。中に入ってしまえば、気圧は全く気にならない。

■ 巨大な模型で膨らみ方を検証

膨らんだ形は見慣れている東京ドームだが、この形をどうやってつくったのか。設問の答えは、「照明など屋根から吊る設備を取り付けたうえで、しぶんだ状態から空気で膨らませた」だ。この方法だと、屋根をつくるのに高所の足場が少なくて済む。安全で作業時間も短い。当然、コストが安くなる。

大型のエアドームが世界的に注目されたのは、1970年の大阪万博だった。「月の石」を展示した「アメリカ館」は、137×77mのエアドームだった。アメリカでは5年後の1975年、ミシガン州に長辺が200mを超える「ポンティアック・シルバードーム」が完成。以後、エアドームが続々と建設された。

日本では竹中工務店の竹中統一社長(当時)が、その技術の将来性に目をつけ、社を挙

げた技術開発を指示。自社の実験棟(1982年)や「靈友会弥勒山エアドーム」(1984年)を経て、東京ドームでのエアドーム採用に至った。設計は日建設計と共に進めた。

設計陣が最も神経を使ったのは、しぶんだ状態に空気を吹き込む「インフレート」と呼ぶ作業だった。東京ドームは屋根が水平ではなく、10分の1傾いている。そうした特殊な形もあり、膜が持ち上がるときに局所的に力が加わると、ケーブルが膜を破る可能性がある。建設地が都心なので、事故は許されない。

安全に膨らむディテールを検証するために25分の1の模型をつくった。25分の1といつても、マイクロバスくらいの大きさだ。ここに225枚の膜材パネルや8000個に及ぶ金具などを取り付け、何百回も実験を繰り返したという。インフレートの研究だけで2年を要した。

■ インフレートは3時間で完了

実際のインフレートは1987年6月28日(日曜)の早朝に行われた。早朝の方が突風が吹くリスクが小さいからだ。400人の作業員が近くの旅館などに泊まり、朝4時に現場に集合。5時半に36台の送風機を一斉に稼働した。最初はゆっくりと外から膨らみ、徐々に内側へと膨らみが広がる。命綱をつけた作業員がドームの上を点検して回った。

8時3分に予定の内圧である30mmAq(0.294kPa)に到達。開始から3時間後の8時半に、インフレートは完了した。膜材には1枚の損傷もなかった。建物全体としては、翌年3月に竣工した。

建設費は約350億円。近年のドーム施設と比べると安い印象を受ける。当時「20年もつ」と言われた膜材は、すでに40年近くもっている。ただし、空気で膨らませる構造なので、送風機を止めることができない。平常時、膜屋根は2台の加圧送風機で維持する設計で、1日の電気代は当時およそ20万円だった。イベントがあれば、これ以外に空調の費用などがかかる。電気代の心理的負担が影響しているのか、その後、国内では大規模な恒設のエアドームはつくられていない。

イラスト・文

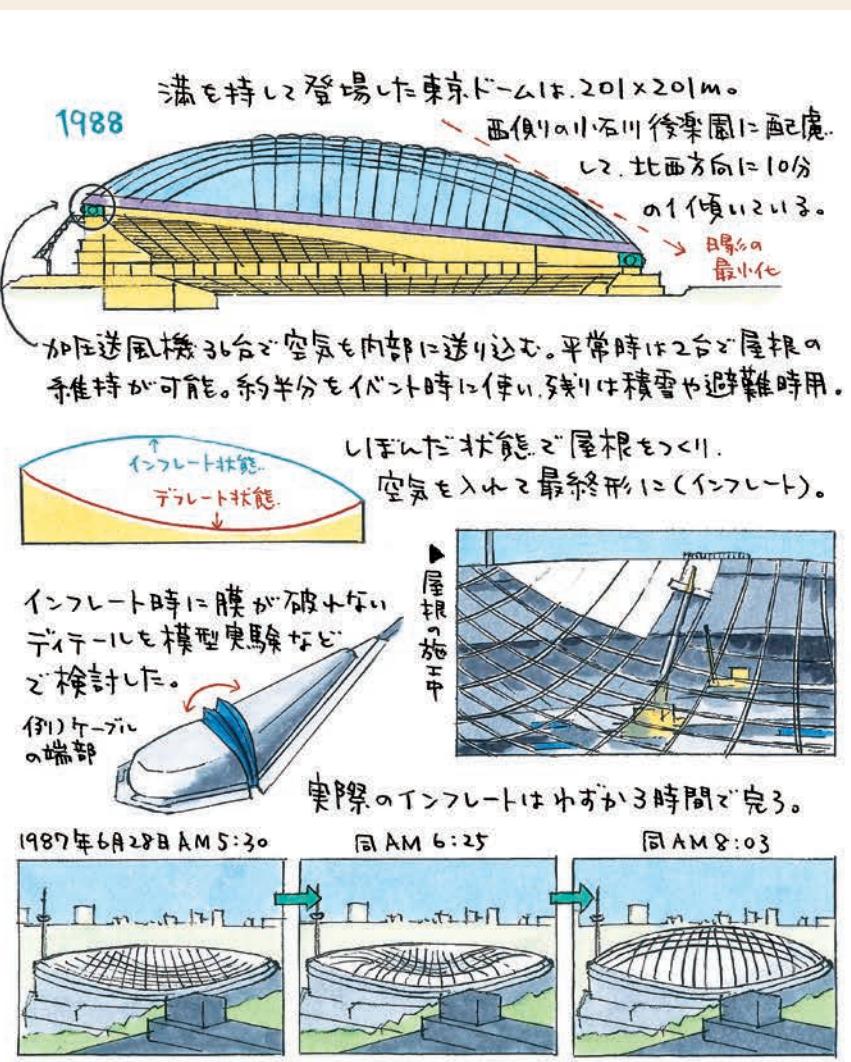
宮沢洋:

画作家、編集者、BUNGA NET編集長。1967年生まれ。2016年~19年まで建築専門誌「日経アーキテクチュア」編集長。2020年4月から編集事務所Office Bungaを共同主宰。書籍「建築巡礼」シリーズのイラストを担当



参考文献・資料

『日経アーキテクチュア』1986年1月13日号、同1987年9月7日号、同1988年4月18日号、「恒久膜構造の黎明」(丹野吉雄/日本膜構造協会講演資料)、東京ドーム公式サイト





を活用しよう!

スマホアプリ「建キャリ」をはじめましょう!

—多くの方にご利用いただきたく、利用設定手順を変更しました—

技能者向けスマホアプリ「建キャリ」は、リリースから1年を経過し、利用者は3万人を超えるました。より多くの技能者の皆様に建キャリの利便性を享受いただきたいと存じます。

1 »»

まずは、インストール。
以下のQRをカメラで
読み取ってアクセス。

iOS Android

2 »»

アプリ利用規約同意

建キャリ利用規約及びプライバシーポリシーをお読みいただき、同意いただける場合は、チェックをしてアプリのご利用を開始してください。

建キャリ利用規約
第1条（目的及び用語）
建キャリ利用規約（以下「本規約」といいます。）が、建設キャリアアップシステム（以下「本財團」といいます。）が、建設キャリアアップシステム（以下「本システム」といいます。）に登録された会員登録情報（以下「会員登録情報」といいます。）を提供するスマートフォン向けアプリケーションサービス（以下「建キャリ」といいます。）の利用条件を定めるものです。

建キャリプライバシーポリシー
第1条（目的及び用語）
建キャリプライバシーポリシーは、建キャリを利用されるユーザーによる個人情報の取り扱いを定めたものです。用語の意味は建キャリ利用規約に定めます。

第2条（取得する情報の項目、利用目的、取得方
法）
本財團は、ユーザーの建キャリの利用に関する個人情報を、以下の目的のために建キャリプライバシーポリシーの規定に従って収集します。

建キャリの利用規約および
プライバシーポリシーに同意します

利用開始

3 »»

技能者情報を
入力して、
ログイン

ログイン

技術者IDを入力してください
1234 5678 9012 21

生年月日を入力してください
1990/01/01

本人確認番号を入力してください
1234 ログイン方法がわからない方

ログイン

4 »»

ご自身の、技能者ID、
本人確認番号(CCUSカード
の裏面右下4桁)を、
把握しておいてください。

このスマホの
メールアドレスを
入力し、

同意に
チェックして、
送信

メールアドレス入力

メールアドレス宛に確認コードをお送りいたします。

メールアドレスを入力してください

本人情報の取り扱いに同意します

送信

5 »»

確認コード入力

送信されたメールに記載されている確認コードをご入力ください。
※確認コードの使用期限は5分です。

053290

確認

メール再送

建キャリの確認コードは以下のとおりです。共有しないでください。
※確認コードの使用期限は5分です。

053290

6

建設キャリアアップシステム
CCUS

12
就業履歴
マイページ
能力評価
特典
お知らせ
お問い合わせ
全国の職人たちへ一押しを任せろ！日本のおすすめ職人...
お近く就業履歴
就業履歴がありません

建キャリは、技能者の皆様のお役に立つべく、

継続して機能の充実を図ってまいります。



2026年もCCUS及び建キャリをよろしくお願ひいたします



《生誕100年(没後25年)記念展示のご案内》

古川修の建設業の世界

(1925-2000)

～建設業研究と産業政策への貢献～



■ 展示趣旨

建設業研究と国の建設産業政策に多大の貢献をされた故古川修・京都大学名誉教授(1925-2000)の収集された文献と研究資料は、その遺志を継ぎ、専門図書館として開設された建設産業図書館に一括寄贈され(古川修文庫)、整理の上、陳列可能な書籍等(3,500冊余)は、どなたでも手に取ることができるよう開架公開されています。本展示は、2025年が、古川先生生誕100年(没後25年)の記念の年に当たるというこの機会に、古川修文庫の文献資料から、戦後の建設業研究の歩みを概観するとともに、

- 国の中堅の建設産業ビジョン(昭和60(1985)年度:40周年)
- 入札改革を踏まえた建設産業政策大綱(平成7(1995)年度:30周年)

に刻まれた古川先生の貢献と、以降の産業政策の推移を回顧するものです。

■ 開催概要

会期 2025年11月5日(水)～2026年3月27日(金)

会場 建設産業図書館(東日本建設業保証株式会社)

古川修文庫

東京都中央区築地5-5-12 浜離宮建設プラザ1階

開館時間 9:30～16:30

(土日・祝祭日・年末年始・特別整理期間は休館)

※本展示はどなたでもご覧いただけます

建設産業図書館
HPはこちら



交通のごあんない



- 都営大江戸線「築地市場駅」A2出口より徒歩5分
- 都営大江戸線・ゆりかもめ「汐留駅」より徒歩5分
- JR・東京メトロ銀座線・都営浅草線・ゆりかもめ「新橋駅」より徒歩10分
- 東京メトロ日比谷線「築地駅」より徒歩10分
- *駐車場はございません。



FRONTIER

フロンティア
建設の最前線へ!

PROFILE

あんどう ひろかず
安藤 弘一さん

株式会社藤井組
大阪府出身



「難攻不落な現場に挑んでみたい!」——難所を支える、リーダー・オペレーターの矜持。

上空制限の厳しい場所や狭小な施工空間、そして目を疑うような難所にまで杭を打ち込む——そんな高精度な打設工事を可能にする、株式会社藤井組のアルファーシステム工法。確かな施工性と安全性の両立が求められる中で、その工法を自在に扱い、現場の司令塔として立ち回るのが、基礎事業部門 専門工事部 総合技能者の安藤弘一さんだ。「実際に現場を目にした際、“本当にこんなところに杭を打てるのか?”と思うような場所でも打設工事を行えるのが当社の強みです」と胸を張る。

「もともと父が藤井組のオペレーターで、私自身も自然とこの道を志すようになりました」と話す安藤さん。現在は施工班のリーダーとして施工を管理するとともに、基礎杭工事機械のオペレーターとしても活躍する。「当社は“鋼製杭施工のスペシャリスト”を掲げており、社員が様々な役割をこなせることを重視しています。手元の作業もリーダーの仕事も一緒にやって取り組む姿勢なので、両立の難しさもあり感じていません」。職域を限定せず、柔軟に動けることこそが藤井組の強み。日々進化する新機械への対応は“まずは聞いてみる・触ってみる”ことが基本だ。「経験者がいれば話を聞くこと。そして、実際に触ってみること。自分で創意工夫しながら動かし、積極的に経験を積んでいくことが、機械を使いこなす第一歩です」。

リーダーとして意識しているのは、チームの空気感だ。「現場では何をおいても安全が最優先。全員を無事に家に帰すことがリーダーの務めなので、危険につながる行動は厳しく指導します。ただ、リーダーの機嫌ひとつで現場の雰囲気も変わるもの。仕事中はしっかり集中し、休憩

時間はゆっくりリラックスできる雰囲気づくりを意識しています」。

様々な現場の中でも難所の一つが、水上での作業だ。「自然が相手のため、ボーリングデータと実際の地盤が異なったり、満潮時の杭の設置位置が予想と違ったり、低気圧や台風の接近で作業が困難になるといったことも珍しくありません。こうした現場ごとに生じる課題とどう向き合っていくかが肝であり、それを乗り越えていくことが職人の醍醐味でもあります」。厳しい環境下でも施工精度を保つために心がけているのが、「足元と機械周りの整頓」だ。「作業環境を丁寧に整えることは、精度の高い仕事にもつながります。現場の若手に対しても、こうした意識は日々伝えています」。

藤井組はプロバスケットボールチームのスポンサーも担っており、子ども向けに重機の展示や操作体験イベントなども開催している。「建設業界を盛り上げていくためには、若い人たちに業界の魅力を伝えることが大切。週休二日制や給与面の改善によって以前よりも働きやすくなっていますが、まだまだ入職に対してハードルの高さを感じられているところがあります。だからこそ、体験型のイベントなどを通じて、建設の仕事を知ってもらう努力が大切だと感じます」。

困難な現場や、無理だと思われた仕事を完了させた時にこそ、大きなやりがいを感じると話す安藤さん。「チームのメンバー全員で同じ達成感を共有できるのが、この仕事の良いところ。“どうやってここを施工するの?”と思われるような難攻不落な現場にも、どんどん挑んでいきたいです!」

Great Job!



株式会社
藤井組
代表取締役

森 致光 氏

この度、「建設人材育成優良企業表彰 優秀賞(建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用部門)」を受賞させていただき、大変光栄に存じます。

近年、人手不足が慢性化している中、特に我々専門工事業の技能者不足が顕著になっています。当社では未経験者を中心に採用活動を進めており、特に技能者の地位向上に注力しております。

今回の受賞を契機に当社が目指す「良い会社」になり、さらに専門工事業に従事する社員の充実感を高め、この業界の入職者を増進させていくことにより、建設業界全体の発展に寄与してまいります。

建設人材育成優良企業表彰『優秀賞(建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用部門)』を受賞